

入門講座

「知的財産権担保融資」関係書類作成入門

業務部 知的資産専門部会 委員 上辻 靖夫

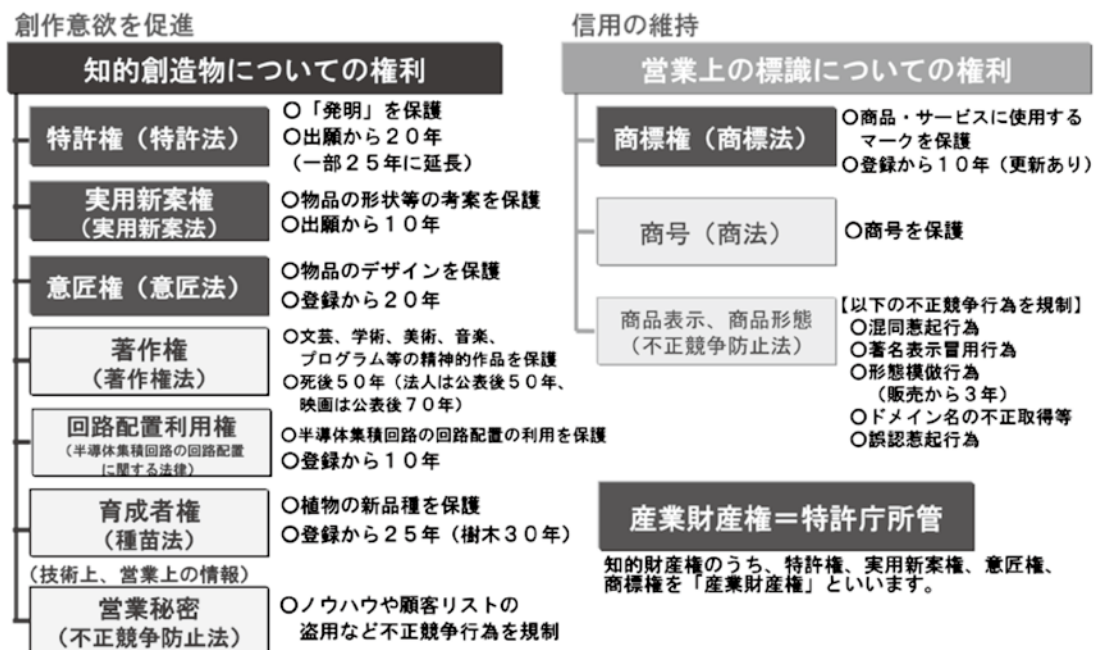
「知的財産権担保融資」に関する書類の作成は、行政書士が行うことができます。知的財産権の対象が著作物でなく、たとえば特許権であっても、特許庁への質権設定登録申請を行政書士が行うことができます。文字だけを眺めたら、きわめて専門性が高そうに思われがちな書類作成業務ですが、それほど複雑なものではないので、ここでご紹介することとしました。

1. 「知的財産権」とは何か？

「知的財産権」の定義を定めているのが、知的財産基本法です。同法第2条第2項において、「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されています。

これに対して、特許庁では、知的な創作を保護する特許権や著作権と、業務上の信用を保護する商標権や商号とは、その目的が異なるとして、知的財産権を大きく二つに分類しています。すなわち、特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業上の標識についての権利」に大別される、としています。ホームページでは以下のような図表が用いられています。

【知的財産権の種類】



上記の図表に記載があるように、特許庁所管の「特許権、実用新案権、意匠権、商標権」を総称して、「産

業財産権」と呼ぶことがあります。産業財産権の出願書類の作成と申請代理業務は、弁理士の専管業務ですので、行政書士は行うことができません。

一方、著作権の譲渡等の権利移転があったときの著作権登録申請業務、回路配置利用権や育成者権（植物の新品種登録）の登録申請業務は行政書士業務となります。

2. 「知的財産権担保融資」とは、どのようなものか？

借入を希望する事業者側からみれば、土地・建物等の担保が不足する場合に開発資金の調達に知的財産権を活用したいというねらいがあります。対象となる知的財産権は、事実上、プログラム・音楽・データベース等の著作権、特許権その他の産業財産権となっているようです。

金融機関からみれば、担保の対象となる知的財産権については、以下の点を考慮することになります。

① 当該知的財産権が権利として確実なものか

特許登録原簿等に異議申し立てや無効審判請求等の記録がないかというチェックは必要です。産業財産権では出願公開前のものは対象となりません。権利の共有といった利用・処分権限を制約する要因もチェックされます。

② 当該知的財産権が債務者の事業にとって不可欠なものとなっているか

必ずしも事業に必要とされない知的財産権は、債務者（融資を受ける事業者）にとって債務の履行を確実にさせるための担保、強制力としても十分に機能しないことになります。そこで、担保取得する知的財産権は、債務者の事業の収益、競争力の源泉になっていなくてはなりません。

③ 当該知的財産権を活用した事業に収益性、将来性、市場性があるか

当該知的財産権が、債務者が債務を十分に弁済しうる収益を生む価値を、長期間維持できるかを慎重に見極めることになります。たとえば著作権に質権を設定したときでも、動産の質権のように留置の効力はないので、債務者は引き続き当該著作権の利用等を行うことができますし、ライセンス契約によりライセンシーから利用料を得ることもできます。そうした収益性が見通しが重要になります。

3. 「知的財産権担保融資」関係書類の作成実務は？

「知的財産権担保融資」では、以下の①②のいずれかを選択することになります。

① 質権設定契約証書に合意し、押印後

- 「産業財産権」のときは、特許庁への質権設定登録申請書（印紙額：債権額の4/1000）を提出。
- 「プログラムの著作権」のときは、（一財）ソフトウェア情報センターに質権設定登録申請書（印紙額：債権額の4/1000）を提出。
- 「プログラム以外の著作権」のときは、文化庁に質権設定登録申請書（印紙額：債権額の4/1000）を提出。

② 譲渡担保権設定契約証書に合意し、押印後

- 特許庁への「（譲渡による）特許権移転登録申請書」（1件15,000円）を提出。
- 「プログラムの著作権」のときは、（一財）ソフトウェア情報センターに「（譲渡による）著作権登録申請書」（1件18,000円）を提出。
- 「プログラム以外の著作権」のときは、文化庁に「（譲渡による）著作権登録申請書」（1件18,000円）を提出。

紙面の関係で、すべての実務を紹介できないので、①の質権設定契約関係書類（特許権）の実務を解説します。

質権設定契約証書

(非課税)

株式会社〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇信用金庫(以下「乙」という。)は、以下のとおり質権設定契約を締結した。

(担保の提供)

第1条 甲と乙との間に締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書(以下「原契約」という。)に基づき、甲は、乙に対して現に負担している元本債務金壱〇〇〇〇万円及びこれに付帯する一切の債務の担保として、甲が別に差し入れた信用金庫取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、後記2件の特許権(以下「本特許権」という。)の上に第1順位の質権(以下「本件質権」という。)を設定した。

2. 甲は、前項の合意に基づき、本件質権の登録手続を速やかに完了し、その特許登録原簿の謄本を乙に提出する。
3. 甲は、本特許権につき、登録料の滞納、及び本件質権に優先する又は本件質権を害すべき一切の権利が存在しないことを保証する。

(本特許権の無効審判等)

第2条 甲は、本特許権に対して無効審判請求があったとき、又は本特許権について第三者による権利侵害若しくは権利侵害の可能性が認められるときには、直ちに乙に通知する。

2. 甲は、前項の報告をした場合には、遅滞なく乙と協議のうえ、侵害排除及び危険防止の手段並びにその他必要な手段をとるものとし、乙の指示があるときは、これに従うものとする。
3. 甲は、前2項の場合、乙の承諾なく第三者との和解又は示談に応じないものとする。
4. 本特許権に対し無効審決があったとき又は本特許権に著しい価値の減少があったとき乙が認めて請求したときは、甲は、乙の指示するところに従って増担保若しくは代わり担保を提供し、又は原契約に基づく債務の全部又は一部を繰上弁済する。

(担保の追加)

第3条 甲は、原契約に基づく債務の全部を弁済するまでに、本特許権について改良発明等の関連する産業財産権を出願したとき又は関連する実施権の設定を受けたとき(以下「関連出願等」という。)は、乙の指示するところに従い、関連出願等を原契約に基づく債務の担保に提供する。

(担保の保全)

第4条 甲は、本特許権を譲渡若しくは放棄する場合、又は本特許権について第三者が実施することを許諾する場合には、予め乙の承諾を得なければならない。

2. 甲は、前項の実施許諾等の対価等、本特許権について第三者から金銭その他の給付を受ける債権を取得したときは、直ちにその旨を乙に通知し、乙が請求したときは、その権利を乙に対して譲渡する。
3. 乙は、前項の規定に基づき第三者から金銭等を受領したときは、原契約に定める弁済期限にかかわらず、原契約に基づく債務の弁済に充当することができる。

(担保権の実行)

第5条 甲が原契約に基づく債務の履行を怠ったときは、乙は一般に適当と認められる方法、時期、価格等により本特許権を処分し、処分費用を控除した取得金額を原契約に定める弁済期限にかかわらず、原契約に基づく債務の弁済に充当することができる。

2. 乙は、前項によるほか、甲に通知のうえ、乙は一般に適当と認められる方法、時期、価格等により、原契約に定める弁済期限にかかわらず、原契約に基づく債務の弁済にかえて本特許権を取得することができる。

3. 第1項による取得金額が乙の債権額を超過したときは、乙はその超過額を甲に返戻し、また、乙の債権額に不足したときは、甲は直ちにその不足額を乙に弁済する。前項の場合もこれに準ずる。

(担保権実行に伴う権利移転)

第6条 甲は、前条の規定に従って本特許権が移転することになった場合には、本特許権の移転登録申請手続に必要な一切の書類を乙に交付する

(費用の負担)

第7条 甲は、この証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2. 甲は、乙が甲に代わって前項の費用を立替えて支払ったときは、乙が支払った金額につき、乙が支払った日から年〇〇% (1年365日の日割計算とする。)の割合に当たる損害金を付けて乙に弁済する。

(原契約の適用及び準用)

第8条 この契約について、この証書に別段の定めがあるもののほかは、すべて原契約の証書記載の各条項を適用又は準用する。

この契約を証するため証書正本1通を作成し、乙がこれを保有し甲はその写しを保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

乙 兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇信用金庫
理事長 〇〇 〇〇 ⑩

記

(質権の目的たる特許権の表示)

- ① 特許登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 (発明の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
- ② 特許登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号 (発明の名称：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

以上

質権設定契約証書の内容が合意されたときは、すみやかに特許庁に質権設定登録申請書を提出します。



印紙

(80,000円)

質権設定登録申請書 (特許権)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特許庁長官 殿

1. 特許登録番号第 〇〇〇〇〇〇〇号、第〇〇〇〇〇〇〇号
2. 登録の原因およびその発生日 平成〇年〇月〇日付金銭消費貸借に基づく
平成〇年〇月〇日付質権設定契約
3. 共同担保の目的たる権利の表示
特許登録第〇〇〇〇〇〇〇号、特許登録第〇〇〇〇〇〇〇号
4. 債権の額 金2000万円
5. 債務者の表示
住所(居所) 兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇
氏名(名称) 株式会社〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇
6. 登録の目的 質権の設定
7. 登録免許 税金8万円
8. 申請人(登録権利者)
住所(居所) 兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇
氏名(名称) 〇〇信用金庫
代表者 〇〇〇〇 (印)
9. 申請人(登録義務者)
住所(居所) 兵庫県〇〇市〇〇〇〇〇
氏名(名称) 株式会社〇〇〇〇
代表者 〇〇〇〇 (印)
10. 添付書面の目録
(1)質権設定契約証書 1通

登録免許税は、債権額の4/1000であるため、債権額2,000万円×4/1000=8万円となります。登録権利者は金融機関であり、登録義務者は借主です。

添付書類に「単独申請承諾書」を追加したときは、登録義務者の本申請書への押印は省くことができます。また、代理人としての委任状を添付するときは、「添付書面の目録」の前に「10. 代理人」欄を設けて住所・氏名を記名し押印することで、登録権利者の本申請書への押印を省くことができます。

「3. 共同担保の目的たる権利の表示」の欄は、本件が特許権2件を共同担保としたことに対応した表記であり、特許権1件のときは、「3. 質権の目的たる権利の表示」に変更します。共同担保としたときは、たとえ特許権が2件あったとしても、登録免許税が各8万円×2件となることはありません。

行政書士が特許庁への質権設定登録申請業務を行える根拠は、「業務制限の解除」に係る弁理士法施行規則第36条です。

(登録又は登録の抹消若しくは回復の申請)

第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請
- 二 特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請
- 三 商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請

以上のとおり、それほど複雑な書類ではありませんので、対象となる権利について、登録原簿謄本を入手し、その表記に基づいて記載していけば、書類はできあがるものと思います。

(参考：譲渡担保権設定契約証書)

<p>(印紙)</p> <p>(200)</p>	<h3>譲渡担保権設定契約証書</h3>
<p>株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇信用金庫（以下「乙」という。）は、以下のとおり譲渡担保権設定契約を締結した。</p>	
<p>(担保の提供)</p>	
<p>第1条 甲と乙との間に締結した平成〇〇年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約」という。）に基づき、甲は、乙に対して現に負担している元本債務金 円及びこれに付帯する一切の債務の担保として、甲が別に差し入れた信用金庫取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、後記の実用新案権（以下「本実用新案権」という。）譲渡した。</p>	
<p>2. 乙は、甲に本実用新案権を無償で実施許諾する。</p>	

3. 甲は、本実用新案権につき、登録料の滞納、質権その他乙に損害を及ぼす権利が存在しないことを保証する。
4. 甲は、本実用新案権の移転登録申請手続に必要な一切の書類を乙に交付する。

(本実用新案権の無効審判等)

第2条 乙は、本実用新案権に対して無効審判請求があったとき、直ちに甲に通知し、甲乙協力して本実用新案権が無効とならないよう努力する。

2. 甲は、本実用新案権について第三者による権利侵害若しくは権利侵害の可能性が認められるときには、直ちに乙に通知するものとし、乙は甲に専用実施権を設定し、甲は、差止請求等により本実用新案権の保全に努める。
3. 甲は、前2項の場合、乙の承諾なく第三者との和解又は示談に応じないものとする。
4. 本実用新案権に対し無効審決があったとき又は本実用新案権に著しい価値の減少があったとき乙が認めて請求したときは、甲は、乙の指示するところに従って増担保若しくは代わり担保を提供し、又は原契約に基づく債務の全部又は一部を繰上弁済する。

(担保の追加)

第3条 甲は、原契約に基づく債務の全部を弁済するまでに、本実用新案権について改良考案等の関連する産業財産権を出願したとき又は関連する実施権の設定を受けたとき(以下「関連出願等」という。)は、乙の指示するところに従い、関連出願等を原契約に基づく債務の担保に提供する。

(担保の保全)

第4条 甲は、本実用新案権について第三者が実施することを許諾する場合には、予め乙の承諾を得なければならない。

2. 甲は、前項の実施許諾等の対価等本実用新案権について第三者から金銭その他の給付を受ける債権を取得したときは、直ちにその旨を乙に通知し、乙が請求したときは、その権利を乙に対して譲渡する。
3. 乙は、前項の規定に基づき第三者から金銭等を受領したときは、原契約に定める弁済期限にかかわらず、原契約に基づく債務の弁済に充当することができる。

(担保権の実行)

第5条 甲が原契約に基づく債務の履行を怠ったときは、乙は一般に適当と認められる方法、時期、価格等により本実用新案権を処分し、処分費用を控除した取得金額を原契約に定める弁済期限にかかわらず、原契約に基づく債務の弁済に充当することができる。

2. 乙は、前項による取得金額が乙の債権額を超過したときは、乙はその超過額を甲に返戻し、また、乙の債権額に不足したときは、甲は直ちにその不足額を乙に弁済する。

(債務弁済に伴う権利移転)

第6条 乙による原契約に定めた債務の完済があったときは、乙はすみやかに本実用新案権を甲に譲渡することとし、乙は、本実用新案権の移転登録申請手続に必要な一切の書類を甲に交付する。

